住民票・マイナンバーカードなど
旧姓（旧氏）併記可能に

本人の申請により、住民票の写し、マイナンバーカードまたは通知カード、公的個人認証サービス署名用電子証明書、印鑑登録証明書に旧姓を併記することができます。旧姓で印鑑登録をすることもできます。

運用開始日　11月5日㈫

受付窓口　㊐市民課、支所、各出張所

※手続きに必要な物など詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先　㊐市民課☎30-6111番、FAX22-1398番

傍聴できます
彦根市子ども・若者会議

日時　12月3日㈫　午後1時30分～同3時30分

場所　㊐福祉センター別館（平田町）2階集団健診室

※事前申込不要。直接会場にお越しください。

議題（予定）

▼次期彦根市子ども・若者プランの素案

▼パブリックコメントほか

問い合わせ先　㊐子ども・若者課☎49-2251番、FAX26-1768番

市民・企業意識調査

市では、市民の皆さんと市内事業所・企業とともに、これからの彦根市の男女共同参画社会の実現に向け、新たな「男女共同参画計画」を策定するため、調査を実施します。

対象　千人（市民の皆さんから無作為抽出）、225社（従業員20人以上の市内事業所・企業）

実施期間　11月22日㈮まで

問い合わせ先　㊐企画課女性活躍推進室☎30-6101番、FAX22-1398番

市外から転入の子育て世帯
空き家改修費の一部補助

子育て世帯の定住による地域コミュニティの活性化・既存住宅の流通促進のため、改修等工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。

対象　彦根市空き家バンクを通じて空き家を取得し、補助金の交付決定後、市外から転入して住み始める子育て世帯（補助金を交付申請する年度の末日に、中学生までの子どもがいる世帯）

定員　先着順

申込期限　12月27日㈮

※補助対象事業・経費など詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

申込・問い合わせ先　㊐建築住宅課☎30-6123番、FAX24-8517番

人権擁護委員　法務大臣表彰
小山壽子（こやまじゅんこ） さん

多年にわたる人権擁護委員としての功績により10月に法務大臣から表彰されました。

問い合わせ先　大津地方法務局人権擁護課
☎077-522-4673、FAX077-522-5317

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、市町村長の推薦により、法務大臣が委嘱するもので、人権の大切さについて、理解を深めるための活動に従事しています。

家庭内や隣近所での問題なども含め、人権問題についてのあらゆる相談を受け付ける、皆さんの一番身近な相談相手です。

除雪作業にご協力をお願いします

冬期は、積雪や路面凍結により交通障害が発生するおそれがあります。市では、積雪などによる市民生活への影響を最小限に抑えるため、**12月1日㈰から令和2年3月20日（金・祝）まで**を除雪対策期間とし、幹線道路を中心に除雪作業や凍結防止作業を行います。

作業は、主に深夜から早朝にかけて行い、積雪状況によっては、道路を通行止めにして行う場合もあります。除雪作業が円滑に行えるよう、作業の妨げとなる路上駐車などは行わないよう、ご協力をお願いします。

迅速な作業に努めますが、限られた時間の中、市だけで全ての道路をじゅうぶんに除雪することはできません。幹線道路以外の生活道路や歩道、通学路などの除雪作業は、地域の皆さんのご協力をお願いします。また、機械除雪作業の補助制度の活用もご検討ください。補助制度について詳しくは広報ひこね11月1日号5ページをご覧ください。

問い合わせ先　㊐道路河川課☎30-6122、FAX24-5211

11月は「仕事と生活の調和推進月間」です

滋賀県では、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むため、「仕事と生活の調和推進会議しが」を設置し、職場や地域での実践などに取り組んでいます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。

この取り組みをきっかけに、職場でのワーク・ライフ・バランスの理解と実践を一歩先へ進めていきましょう。

問い合わせ先　㊐商工観光労働部女性活躍推進課☎077-528-3771番

国民年金保険料の免除・納付猶予をしている人へ
追納制度をお勧めします

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」、障害基礎年金受給者を対象とした「法定免除制度」や、学生対象の「学生納付特例制度」があります。

これらの保険料免除・納付猶予などを受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

そのため、10年以内であれば、遡（さかのぼ）って保険料を納付することができる「追納制度」があります。承認を受けた期間の年度から起算して3年度目からは、当時の保険料に加算金がつきます。

希望する場合、住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口か彦根年金事務所で手続きをしてください。

申込・問い合わせ先　彦根年金事務所国民年金課☎23-1114番、FAX23-9033番、㊐保険年金課☎30-6136番、FAX22-1398番